

市営住宅入居者を募集します 《空家》

団地名 (所在地)	募集 戸数	建築 年度	構造	浴室	浴槽	給湯 器	油タ ンク	アン テナ	汚水 処理	家賃月額(円)
若宮団地 (3-5号) (木造若宮43-1)	1戸	S53	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	×	×	×	○	下水道	12,000 ~23,500
森田第2若緑団地 (19号) (森田町上相野若緑50)	1戸	H17	木造平屋 2連戸3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	24,700 ~48,400
かしわ団地 (柏桑野木田幾世24ほか)	2戸	H16 H20	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200 ~46,500
牛瀨団地 (19号) (牛瀨町村上15-39)	1戸	H17	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,000 ~45,200
屏風山団地 (C-4号) (車力町屏風山1-98)	1戸	H14	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	18,900 ~37,100
特公賃 森田第2若緑団地 (特1号) (森田町上相野若緑50)	1戸	H11	木造平屋1戸建 3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	40,000 ~65,000
特公賃 沼館団地 (3号) (稲垣町沼崎幾世川6-1)	1戸	H6	木造2階建 1戸建4LDK	○	○	○	○	○	下水道	40,000 ~65,000

募集期間	10月13日 (火) ~10月19日 (月) 8時30分~17時15分 (土日を除く)
申請資格	<p>①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること。(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること (一般・単身世帯：月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下) 特定公共賃貸住宅の収入基準は月額158,000円を超え487,000円以下 ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること (離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと (同居予定者を含む)</p> <p>※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 ・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方</p>
必要な提出書類等	<p>①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し</p> <p>※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。</p>
申し込み後	<p>応募書類を審査のうえ11月の選考後に入居の可否を通知します。入居者に選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。</p>
その他	<p>○市営住宅では、いかなる理由があっても犬や猫、鳥などのペットの飼育は一切禁止です。</p>

【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

健康づくり講座 「便からわかる病気」

自分の便通や便の状態を気にしたことはありますか。
便通や便は自分でチェックできる健康のバロメーターです。

日時 10月20日(火) 14時～15時(受け付けは13時30分から)
場所 つがる市民健康づくりセンター 健診運動ホール
講師 つがる市民診療所 所長 一戸 久人氏
定員 30人(要予約・先着順)
申し込み お電話で申し込みください



その他 元気・健康ポイント事業の抽選対象事業です。
当日は、マスクの着用をお願いします。

講座に参加せず、資料を希望する方には後日郵送します。ご連絡ください。

— 精密検査を受けましょう — 大腸がん検診(検便検査)で「要精検」の結果が出た方は、必ず精密検査を受けましょう。精密検査を受けることで、主に次の病気を見つけることができます。

・大腸がん(疑い含む) ・大腸ポリープ(疑い含む) ・大腸憩室 ・大腸炎 ・大腸腺腫 ・その他

【申し込み・問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線307、308)

年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。ご請求に関するお問い合わせは、**ねんきんダイヤル 0570-05-1165** をお願いします。

【対象となる方】

● 老齢基礎年金を受給し、以下の要件をすべて満たしている方

- 1 65歳以上であること
- 2 世帯全員の市町村民税が非課税となっていること
- 3 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

● 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約462万円以下の方

※このほか、国内に住所を有していること、年金が全額支給停止になっていないことなどの要件があります。



【請求手続き】

● 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

● 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

☆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください!

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339

市役所市民課 電話42-2111(内線261・267)

○弘前年金事務所で行う手続き(厚生年金保険の給付等)は、つがる市移動年金相談でも行えます。

日時 10月28日(水)、11月25日(水)、12月23日(水) 10時～15時

場所 つがる市役所2階相談室 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止になる場合があります。

ご利用には事前の予約が必要です。 予約先: 弘前年金事務所お客様相談室 電話0172-27-1339